# 荒川区東尾久におけるダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定(案)

(1) 都立尾久の原公園

地番

荒川区東尾久7丁目1330番4の一部及び同1330番11の一部

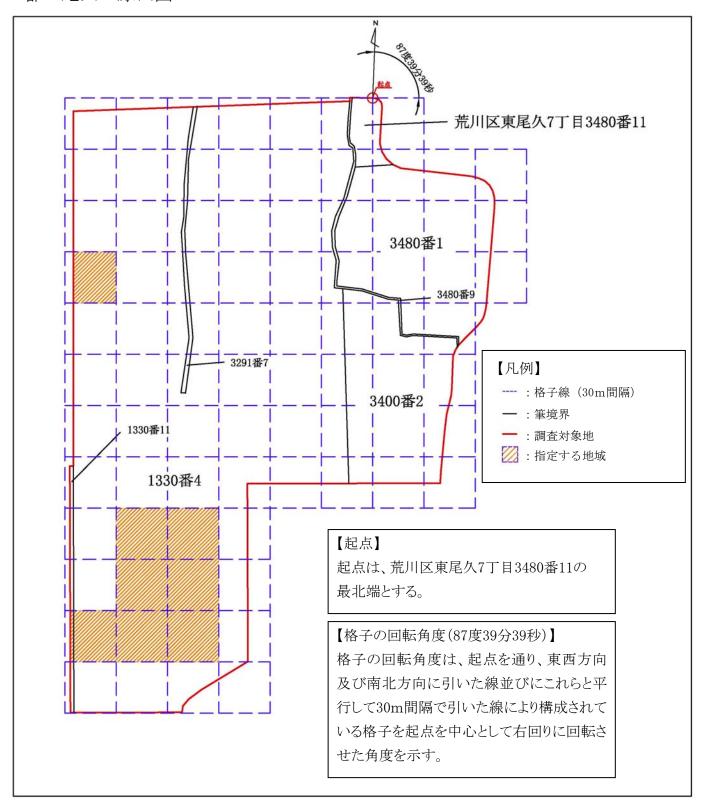
(2) 東尾久運動場及びその周辺

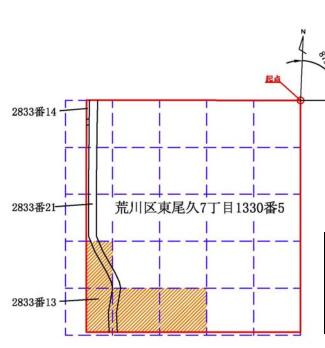
地番

荒川区東尾久7丁目 1330番5の一部、同2833番13の一部及び同2833番21の一部

詳細、別図のとおり

## 都立尾久の原公園





地番	用途
1330番5	東尾久運動場
2833 番 13	月極駐車場
2833 番 21	通路

## 【凡例】

--: 格子線 (30m間隔)

- : 筆境界

-:調査対象地

💹:指定する地域

### 【起点】

起点は、荒川区東尾久7丁目1330番5の 最北端とする。

### 【格子の回転角度(87度39分39秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して30m間隔で引いた線により構成されている格子を起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。